

報告第 7 号

阪神間都市計画防災街区整備方針の変更
(兵庫県決定) について【報告】

目 次

1. 計画書（原案） P. 1
2. 理由書（原案） P. 2
3. 阪神間都市計画防災街区整備方針（原案） 別冊

資料 1 「阪神間都市計画防災街区整備方針 位置図」

計 画 書 (原案)

阪神間都市計画防災街区整備方針の変更

防災街区整備方針を次のように変更する。

理 由

「別添理由書のとおり」

理 由 書 (原案)

密集市街地の防災性の向上に向け、適切な規制・誘導により安全で安心な市街地の形成を図るため、防災街区整備方針を本計画のとおり変更する。

阪神間都市計画防災街区整備方針（原案）

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域の市街化区域内において、密集市街地（老朽化した木造の建築物が密集しており、十分な公共施設が整備されていない地域や、火事や地震が発生した場合に延焼防止上及び避難上の機能が確保されていない地域をいう。）内の各街区について、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「防災再開発促進地区」という。）及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大してきたが、既成市街地の中には防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

このため、これらの地域については、防火地域又は準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、密集市街地の改善にあたっては、県、市町、住民、事業者等多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

3 防災再開発促進地区等の整備

密集市街地のうち、住民のまちづくり意識の高まりや合意形成の状況等を勘案して、市町における整備の優先度が高い地区を防災再開発促進地区に位置付け、当該地区の整備又は開発の計画の概要を別表1に示す。

また、防災再開発促進地区に次いで、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とし、その整備方針の概要を別表2に示す。

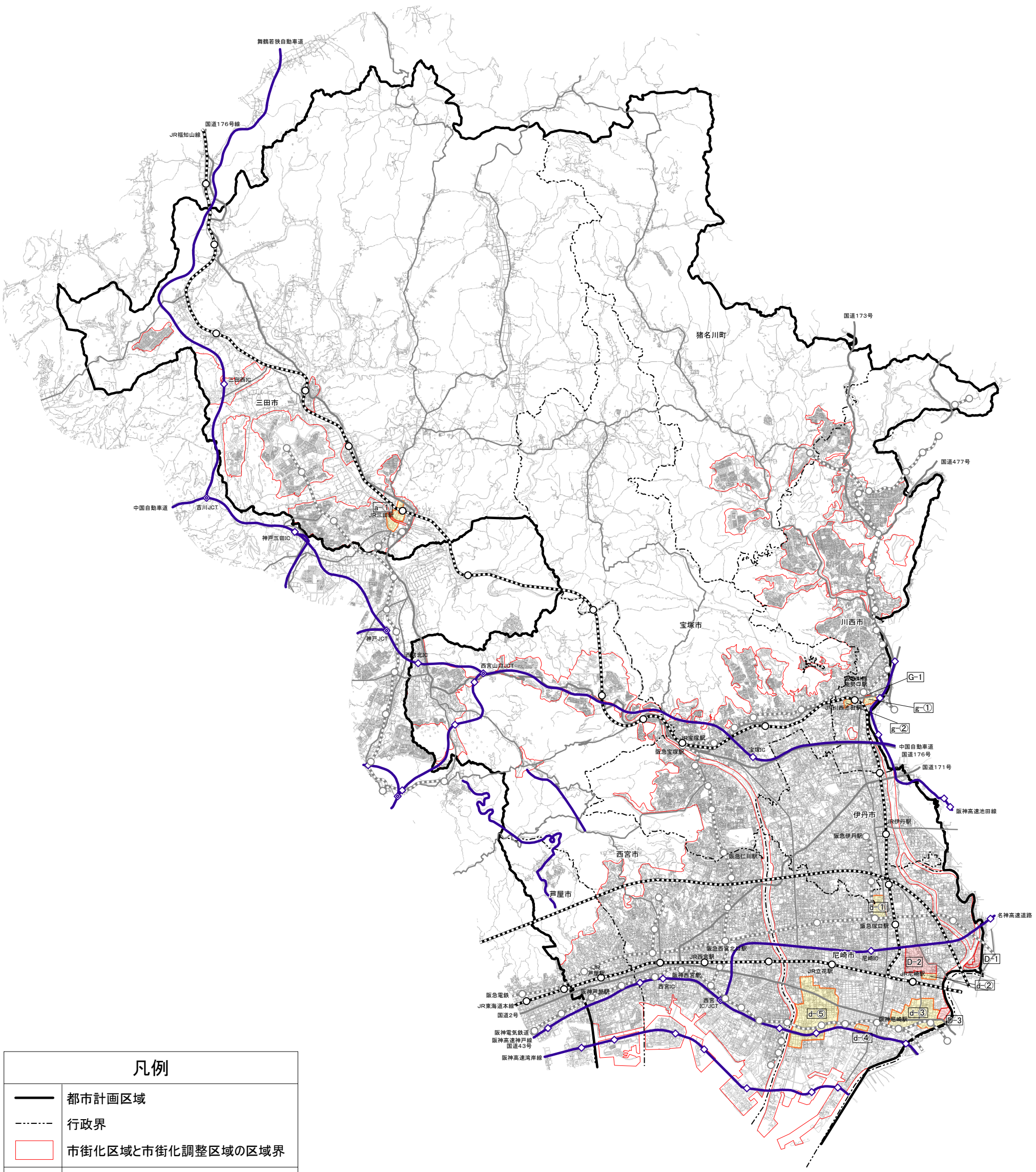
別表 1

市町名	番号	地区名 (面積)	整備又は開発の計画の概要							その他 特記す べき事 項
			地区の再開 発、整備等 の主たる目標	防災街区の整備 に関する基本 的方針その他 の土地利用計 画の概要	建築物の更新 の方針	都市施設、地区 防災施設及び 地区施設の整 備方針	再開発の促進 のための公共 及び民間の役 割、条件の整 備等の措置	概ね5年以内 に実施予定の 公共施設整備 事業、面的整備 事業等の計画 の概要	概ね5年以内 に決定(変更) 予定の都市計 画	
尾崎市	D-1	戸ノ内地区 (約 26.5ha)	・まちづくり団 体との連携 による密集 市街地の住 環境の整備 と防災性の 向上 ・公共施設の 整備	・老朽木造建 築物の建替 促進 ・区画道路等 の整備によ る道路空間 の確保	・老朽木造建 築物等の建 替を通じた 防災性の向 上	・区画道路及 び公園等の 整備 ・地区の防災 性の向上	・住宅市街地 総合整備事 業による住 環境の整備 ・地区計画等 による道路 空間の確保 及び防災性 向上	・住宅市街地 総合整備事 業(密集住 宅市街地整 備型) (事業中)		
	D-2	潮江北地区 (約 77.4ha)	・まちづくり団 体との連携 による密集 市街地の住 環境の整備 と防災性の 向上 ・公共施設の 整備	・老朽木造建 築物の建替 促進 ・道路空間の 確保	・老朽木造建 築物等の建 替を通じた 防災性の向 上	・都市計画道 路の整備 ・区画道路及 び公園等の 整備 ・地区の防災 性の向上	・地区計画等 による道路 空間の確保 及び防災性 向上	・都市計画道 路	・防災街区整 備地区計画	
	D-3	今福・杭瀬 寺島地区 (約 13.4ha)	・まちづくり団 体との連携 による密集 市街地の住 環境の整備 と防災性の 向上 ・公共施設の 整備	・老朽木造建 築物の建替 促進 ・道路空間の 確保	・老朽木造建 築物等の建 替を通じた 防災性の向 上	・区画道路等 の整備 ・地区の防災 性の向上	・地区計画等 による道路 空間の確保 及び防災性 向上			
川西市	G-1	川西能勢口 駅前地区 (約 3.2ha)	・地元との連 携による住 宅及び住環 境の整備 ・公共施設の 整備	・老朽木造建 築物等の建 替促進 ・主要生活道 路、緑道及 び防災広場 の整備	・主要生活道 路、緑道及 び防災広場 の整備	・老朽木造建 築物等の建 替促進によ る土地の合 理的利用			・市街地再開 発事業 ・高度利用地 区	

別表 2

市町名	番号	名称	整備方針
三田市	a -	JR三田駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路及び細街路等の整備 ・木造家屋の防災性能の向上 ・老朽木造建築物の建替促進 ・公園等のオープンスペースの確保
尼崎市	d -	阪急塚口駅北東部	<ul style="list-style-type: none"> ・建替による防災性向上
	d -	JR尼崎駅北部	<ul style="list-style-type: none"> ・建替による防災性向上
	d -	杭瀬・大物地区付近	<ul style="list-style-type: none"> ・建替による防災性向上
	d -	汐町・東桜木・西桜木地区付近	<ul style="list-style-type: none"> ・建替による防災性向上
	d -	大庄中部・阪神武庫川駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・建替による防災性向上
川西市	g -	小花1、2丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路等の整備 ・老朽化木造建築物の建替、不燃化の促進 ・公園等のオープンスペースの確保
	g -	南花屋敷1丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路等の整備 ・老朽化木造建築物の建替、不燃化の促進 ・公園等のオープンスペースの確保

阪神間都市計画防災街区整備方針 位置図



凡例	
	都市計画区域
	行政界
	市街化区域と市街化調整区域の区域界
	防災再開発促進地区
	課題地域
	自動車専用道路
	国道
	主要地方道
	JR
	私鉄

